

広島県告示第七百四十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第三項の規定により水域施設等の改良の通知があった。

平成二十七年十二月二十四日

広島港港湾管理者 広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 通知者の名称、住所及び代表者の氏名

- 1 名称
呉市
- 2 住所
広島県呉市中央四丁目一番六号
- 3 代表者の氏名
呉市長 小村 和年

二 水域施設等の種類及び規模

- 1 種類
航路
- 2 規模
水深 C・D・L マイナス一・五メートル
幅員 七・七メートルから十八・〇メートル
航路維持浚渫 土量八百二十立方メートル
浚渫面積八百三十平方メートル

三 水域施設の船舶許容能力

- 1 最大対象船舶の船型
ガットバージ（バケット容量一・三立方メートル級）
（全長 四十三・〇m 全幅 十二・〇メートル 満載吃水 二・五メートル）
- 2 利用の形態
往復

四 水域施設等の改良の工事の開始及び完了の予定期日

- 開始 平成二十八年二月一日
 - 完了 平成二十八年二月二十九日
- 五 水域施設等の使用及び管理の計画

- 1 施設の管理者
広島県呉市中央四丁目一番六号
呉市長 小村 和年（産業部港湾漁港課）
- 2 使用船舶の種類
ガットバージ船 きんせい（三・〇立方メートル級）

- 押船 金勢丸(D 千PS型)
- 交通船兼作業船 紘平丸(FRP D 七十PS)
- 安全監視船(FRP D 七十PS)
- 3 月間使用予定隻数
三十二隻
- 4 異常気象時におけるの利用
利用しない。
- 5 取扱貨物の種類及び数量
浚渫土(砂質) 八百二十立方メートル
- 6 浚渫に使用する船舶
ガットバージ船 きんせい(積載量七百立方メートル)
- 7 その他

浚渫土砂は、深江藻場造成事業の受入土砂に係る判定基準に適合したものを広島県江田島市大柿町深江地先の深江藻場造成事業の中詰用材として搬出する。